

魚津市告示第3号

物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のように定める。

令和8年1月9日

魚津市長 村椿 晃

物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、臨時的な措置として実施する物価高対応子育て応援手当支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 手当 この要綱に基づき魚津市(以下「市」という。)が支給する物価高対応子育て応援手当をいう。

(2) 対象児童 手当の支給額の算定の基礎となる児童で、以下のいずれかの要件に該当するものをいう。

ア 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童の場合は10月分とする。以下同じ。)の児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による児童手当(以下単に「児童手当」という。)に係る児童

イ 令和7年9月30日(以下「基準日」という。)後令和8年3月31日までの間に出生した児童

(3) 支給対象者 別記第1項に掲げる手当が支給される者をいう。

(4) 一般支給対象者 別記第1項第1号に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員でないものをいう。

(5) 公務員支給対象者 別記第1項第1号に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。

(6) 出生児童支給対象者 別記第1項第2号に掲げる支給対象者をいう。

(7) 離婚等支給対象者 別記第1項第3号に掲げる支給対象者をいう。

(支給額)

第3条 支給対象者に対して支給する手当の金額は、対象児童1人につき20,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の通知等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、手当の支給の通知を行う。

2 一般支給対象者は、前項の通知を受けたときに、手当の受給の拒否を物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（様式第1号）により届け出ることができる。

3 市長は、第1項の通知を発送した日から10日以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、手当を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込先指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 支給対象者が物価高対応子育て応援手当支給口座登録の届出書（様式第2号）を市長に届け出ることにより、市が当該届出に記載の指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外に係る申請の方式)

第6条 一般支給対象者以外の支給対象者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより申請を行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（様式第3号及び様式第4号。以下「申請書」という。）を郵送により市に提出する方法をいう。

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出する方法をいう。

(3) 電子申請方式 魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和3年魚津市条例第2号）及び魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（令和3年魚津市規則第2号）で定める電子情報処理組織を使用する方法をいう。

2 前項の規定による申請期限は、公務員支給対象者は令和8年2月28日ま

で、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者は令和8年5月31日までとする。なお、郵送による申請書の提出の場合、申請期限当日の消印までのものを有効とする。

3 市長は、第1項の規定による申請のときに、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(一般支給対象者以外に対する支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、手当を支給する。

(手当の支給等に関する周知)

第9条 市長は、物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、一般支給対象者以外の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに同条第1項の申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込先指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出に記載の指定口座）に手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、市長が別に定める日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、当該支給決定は取り消される。

3 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者に対し、支給を行った手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定を受けている者に係る第11条の規定は、この告示失効後もなおその効力を有する。

別記（第2条関係）

- 1 手当の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する児童手当の受給者等とする。
 - (1) 令和7年9月分の児童手当の受給者及び令和7年10月から令和8年1月までに市から児童手当の支給認定をされた者
 - (2) 基準日後令和8年3月31日までに出生した児童の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいい、令和7年10月から令和8年1月までに市から児童手当の支給決定をされた者を除く。）新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
 - (3) 第1号の受給者の配偶者であって、基準日後令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、第1号の受給者から手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、手当に相当する額の金銭等を当該手当の目的のために費消していた場合を除く。
- 2 第1項の規定にかかわらず、手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に第1項に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

（受給者等死亡の場合） 基準日後、支給決定前までの間に第1項に規定する受給者等が死亡した場合（この項の規定により手当を支給される者が、当該手当の支給決定前に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適當と認められる者
（施設入所等児童であることが事後に判明した場合） 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを受給者等に手当を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）
（家庭内暴力事案の場合）	左欄に掲げる当該受給者等の配

基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して手当を支給する市町村に到達した場合

偶者

様式第1号(第4条関係)

「物価高対応子育て応援手当」受給拒否の届出書

魚津市長 宛

受付印

- 私は、「物価高対応子育て応援手当」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 本届出により、「物価高対応子育て応援手当」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類 添付箇所

届出者（児童手当等を受給している方）の
運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付きの面）、パスポート等の写し

様式第2号(第5条関係)

「物価高対応子育て応援手当」支給口座登録の届出書

魚津市長 宛

受付印

1. 届出者(児童手当を受給している方)

フリガナ 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	昭和・平成	魚津市
		年月日	電話 () 日中連絡のつく連絡先

下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(1.届出者ご本人名義の口座に限ります。)

指定の金融機関口座(1.届出者の口座とします。)への振込みを希望します。

振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

[受取口座記入欄]

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義人(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店 本所 支所 出張所	1普通 2当座	 	「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) 通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

魚津市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が別に定める日までに魚津市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。

提出書類

- 「物価高対応子育て応援手当」支給口座登録の届出書(本書)
必要事項をご記入ください。
- 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」
通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。届出者(児童手当等を受給している方)ご本人名義のものに限ります。
- 「届出者本人確認書類の写し(コピー)」
届出者(児童手当を受給している方)の運転免許証、マイナンバーカード(顔写真付きの面)、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

(裏面も確認してください。)

振込先金融機関口座確認書類 添付箇所

届出者（児童手当を受給している方）
ご本人名義の口座に限ります。

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し、ネットバンクの場合それらが確認できる画面コピー

本人確認書類 添付箇所

届出者（児童手当を受給している方）の
運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付きの面）、パスポート等の写し

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

市区町村
受付印

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村
令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

市区町村長殿

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
		年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。		所属庁	申請・請求者の住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) 令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

(1)令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童

(2)令和7年10月1日から令和8年3月31までの間に出生した児童

	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
対象児童1人につき2万円になります。			

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

証明欄 附番

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

)

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

4. 受取方法

ア 公金口座への振込みをご希望の場合

個人番号

イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込み

振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)	口座名義
金融機関番号	店番号				

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。)

様式第4号(第6条関係)

物価高対応子育て応援手当支給申請書(請求書)

魚津市長 宛

【誓約・同意事項】下記事項全てに誓約・同意の上申請します。

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
(2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、魚津市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4) この申請書は、魚津市において支給決定をした後は、手当の請求書として取り扱います。
(5) 魚津市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が別に定める日までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、魚津市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
(6) 手当の支給後、物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、手当を返還します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	申請・請求者の現住所	
	昭和・平成 年 月 日	〒 魚津市 電話 ()	日中連絡のつく連絡先

2. 対象児童

対象児童について記入してください。

出生に関する児童(令和7年10月1日から令和8年3月31日生まれの児童)
離婚等に関する児童(平成19年4月2日から令和8年3月31日生まれの児童)

	フリガナ 氏名	申請・請求 者から見た 続柄	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
2			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
3			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
4			平成・令和 年 月 日	同居・別居	
5			平成・令和 年 月 日	同居・別居	

同居・別居の別については申請日時点の状況を記入してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
対象児童1人につき2万円になります。(例)対象児童数3人の場合:20,000円×3人=60,000円			

4. 受取方法(児童手当の口座と同じ口座を希望される場合記入不要です。)

指定の金融機関口座(原則、1.申請・請求者名義の口座とします。)への振込み
振込先金融機関口座確認書類を裏面に添付してください。

[受取口座記入欄]

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義人(フリガナのみ)
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本店 支店 本所 支所 出張所	1普通 2当座	「1.申請・請求者」名義に限る。 通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

(裏面も確認して下さい。)

振込先金融機関口座確認書類 添付箇所

(「1. 申請・請求者」名義の口座)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し、ネットバンクの場合それらが確認できる画面コピー

本人確認書類 添付箇所

「1. 申請・請求者」の

運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付きの面）、パスポート等の写し

健康保険証、受給者証等顔写真付きではないものは不可